

答 申 書
(答申第29号)
平成18年10月10日

1 審査会の結論

建築確認申請書等の添付図面である日影図を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書は、建築確認申請書(平成7年6月15日第H07認建道庁156号)及び当該建築確認申請書に係る変更報告である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対応する公文書として、①建築確認申請書(平成7年6月15日第H07認建道庁156号)、②確認を受けた内容の変更報告(平成7年12月22日收受分)、③確認を受けた内容の変更報告(平成8年2月23日收受分)及び④確認を受けた内容の変更報告(平成8年5月23日收受分)を特定し、これらの公文書に北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)及び同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)が記録されているとして、これらに該当する情報を除いて一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件処分により非開示とされたうち、①の公文書のうちの日影図並びに③の公文書のうちの日影図2、日影図1及び日影図(以下「本件日影図」という。)を非開示とした処分の取消しを求めていることから、本件処分のうち本件日影図を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、次のとおり主張する。

建築物の設計は設計事務所のノウハウを駆使した上で、平面図や立面図をはじめとした様々な設計図書を作成するものであり、これらの図書はそれぞれに相互に密接な関わりをもつものである。

日影図は、当該建築物の設計内容を詳細に表す情報の一部であり、これを開示することは、当該設計事務所の事業活動又は利益が不当に損なわれるものである。

ウ 当審査会が実施機関に対し、「当該設計事務所の事業活動又は利益が不当に損なわれる」具体的な理由について説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

建築物が及ぼす日影の範囲を定めるには、当該建築物の高さを定めなければならず、建築物の高さは、建築基準法（昭和25年法律第201号）により、平均地盤面から算定されるものであり、日影図の作成に際しては、平均地盤面の算定がポイントとなる。

また、平均地盤面は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項で、「建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。」とされており、建築物が周囲の地盤と接する位置の高低差が3メートルを超える場合、高低差3メートル以内ごとの定め方は任意であり、結果として平均地盤面の定め方は、設計者の判断によることになる。

本件諮問事案に係る建築物は、周囲の地面と接する位置の高低差が6.03メートルあり、平均地盤面が当該設計事務所の判断により定められたものであることから、本件日影図は、当該設計事務所のノウハウを駆使して作成されたものであり、これが開示されると、高低差を有する傾斜地における平均地盤面の設定に関して、開示を受けた第三者にとっては大いに参考となるノウハウであり、当該建築物を設計した設計事務所の事業活動が不当に損なわれることになる。

エ 日影図は、建築確認申請書の添付図面の一つとして、建築基準法第56条の2及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3により、日影による中高層建築物の高さの制限を審査する目的で提出が義務付けられている図書である。

すなわち、日影図の提出には、当該建築物が日影に関して法令違反の状況を現出するおそれがあるか否かについて行政庁が確認するという目的もあるとみることができるのであり、このような観点からは、日影図は原則として第三者に対しても広く公開されるべき情報を有する文書であるといえることができる。

当審査会としては、実施機関が主張するように、本件日影図は専門的知識の成果であり、また、同図書には当該設計事務所の創意工夫及び技術的ノウハウが表示されている部分が含まれている、ということまで否定するものではない。

しかし、本件日影図にノウハウに関する情報が含まれることが認められるとしても、実施機関の説明から、本件日影図を開示することにより、当該設計事務所の事業活動や利益が不当に損なわれると認めることはできない。

したがって、本件日影図は、2号情報に該当するとはいえず、開示することが妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 6 月 8 日	<ul style="list-style-type: none">○ 諮問書の受理（諮問番号32）○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③異議申立補正書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出
平成18年 6 月 9 日	<ul style="list-style-type: none">○ 新規諮問事案の報告○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成18年 7 月21日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取○ 異議申立人の意見陳述○ 審議
平成18年 8 月21日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成18年 9 月26日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成18年10月 5 日 （第15回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 答申案審議
平成18年10月10日	<ul style="list-style-type: none">○ 答申